

## 評価用ソフトウェアライセンス利用規約

### 第1条（定義）

本契約においては、語句の定義は以下の通りとする。

- （1）「当社」とは、「本製品」のライセンサーである株式会社ベリサーブを意味する。
- （2）「利用者」とは、当社より「本製品」のライセンスを許諾された者を意味する。
- （3）「本製品」とは申込フォームに記載するソフトウェア・プログラムおよびその記憶媒体、マニュアル等の関連文書その他必要となるコード等一式を含むものとする。
- （4）「ライセンス」とは、本製品の全部または一部をコンピュータに読み込ませまたは転送すること、および本製品をコンピュータにおいて利用するその他一切の行為ならびにドキュメンテーションを利用する権利を意味する。
- （5）「評価期間」とは、第3条に規定する期間で、利用者が本契約にしたがって、本製品を使用することができる期間を意味する。

### 第2条（ライセンスの許諾）

1. 当社は、利用者に対し、本契約の条項にしたがって、利用者による本製品の評価およびテストの目的および利用者社内での使用の目的に限り、期間限定、譲渡不能、再許諾不可能且つ非独占的なライセンスを、本契約が有効に存続する期間中、利用者に対して無償で許諾するものとする。
2. 利用者は、本製品を評価目的以外のために使用してはならないものとする。
3. 利用者は、本製品を、当社が定める申込フォーム  
(<https://contact.veriserve.co.jp/public/application/add/103>) に記載する、当社が許諾した指定OS、および、使用開始に際して利用者は当社に対して申告した指定機械、指定設置場所でのみインストールして使用することができるものとする。
4. 利用者は、再インストールを目的としたバックアップの目的に限り、本製品のソフトウェア・プログラムを1部のみ複製できものとする。複製された本製品についても、本契約に定める本製品に関する権利制限が適用されるものとする。

### 第3条（評価期間および評価結果報告）

1. 評価期間は、当社が利用者对本製品の使用を許諾した日に開始し、下記のいずれかの日のうち早期に到来した日に終了するものとする。
  - （1）利用者が本製品の評価およびテストを終了し、当社に対して本製品（複製した本製品も含む）を返還した日。
  - （2）利用者が本製品を指定機器にインストールしてから60日が経過した日。
2. 評価期間が満了した時点で、利用者がその後も本製品を使用することを希望する場合には、利用者および当社は、両者協議および合意のうえ別途契約を締結するものとする。

3. 利用者は評価期間が満了した時点で、速やかに評価およびテストの結果を当社に報告するものとするものとする。

#### 第4条（使用権の制限）

1. 本製品は、その評価およびテスト用に使用許諾されるものであって、売買の対象とすることはできないものとする。
2. 利用者は、本製品を第2条第4項の場合を除いて複製することはできないものとする。
3. 利用者は、第三者に対し、本契約に基づく権利義務を譲渡すること、本製品を譲渡すること、また、本製品の権利を譲渡、再使用許諾、貸与、担保供与すること、商用的ホスティングサービス等に使用すること、またはその他いかなる処分もできないものとする。
4. 利用者は、本製品をマニュアル等の関連文書に記載された以外の方法により使用しないものとする。
5. 利用者は、本製品の著作権表示その他の表示を除去または変更しないものとする。
6. 本製品の著作権その他すべての知的財産権は、当社に帰属することを確認する。また、利用者は、当社が利用者の評価結果報告に基づき本製品を修正あるいは改変した場合も、その著作権その他知的財産権および所有権等の一切の権利は、当社に独占的に帰属するものであることを確認する。

#### 第5条（サポート）

当社は、本製品に関する保守業務（バグ、欠陥の補修を含む）を行う義務を一切負わない。ただし、本製品に関し、それらの使用方法については、この限りではない。

#### 第6条（秘密保持）

1. 利用者または当社は、本契約に関連し、もしくは付随して新たに知り得た相手方の秘密事項を、本契約に定める目的以外に使用または第三者に開示してはならない。利用者は、本製品を評価するために行ったテスト結果等の情報を秘密とし、当社の書面による事前の同意なくして開示しないものとする。
2. 利用者は、本製品を利用者のために使用または管理する従業員その他の者に、本契約で定められた利用者の秘密保持義務を遵守させるために必要な秘密保持の措置を取るものとする。

#### 第7条（輸出関連法令の遵守）

利用者は、本製品を直接的または間接的に輸出する場合には、外国為替及び外国貿易法その他輸出関連法令（以下「輸出規制等」という）を遵守の上、所定の手続きをとるものとする。なお、外国の輸出関連法令の適用を受け、所定の手続きが必要な場合も同様

とする。利用者による輸出規制等の違反に基づき当社に何らかの損害が発生した場合には、利用者は当該損害を補償するものとする。

#### 第8条（無保証および免責）

1. 当社は、本製品を一切の保証なしに現状のまま無償貸与するものとする。当社は、法律上の瑕疵担保責任を含め、第三者の権利の不侵害の保証、商品性の保証、特定目的適合性の保証を含む明示、黙示を問わずいかなる保証も行わないものとする。特に、当社は本製品が欠陥の一切無いものであることや、問題なく作動すること、または欠陥が改善されるものであることを保証しない。
2. 当社は、いかなる場合でも、本製品の使用または使用不能に起因する直接的、間接的その他いかなる損害（逸失利益、業務の中断、データ破壊・紛失による損失その他の金銭的損失を含む）について、一切の損害賠償責任を負わない。

#### 第9条（契約の終了）

1. 本契約は、評価期間の満了をもって終了する。
2. 利用者または当社が、次の事由に該当するとき、相手方は何等の通知・催告を要せず、直ちに本契約を終了することができるものとする。
  - (1) 本契約の規定のいずれか一つにでも違反したとき。
  - (2) 評価期間内に利用者がライセンスを受諾しない旨当社に通知したとき。

#### 第10条（返還または破棄）

本契約が理由の如何を問わず終了した場合、利用者は当社に対し本契約終了後直ちに、本製品、複製物を、当社の指示にしたがって返還または破壊し、その旨を証明する書面を当社に送付する。

#### 第11条（残存条項）

本契約終了後も、第3条2項、第6条、第8条および第12条の規定は有効に存続するものとする。

#### 第12条（協議）

1. 本契約に定めなき事項または本契約に関し両当事者間に生じた疑義については、両者誠意をもって協議の上、解決にあたるものとする。
2. 前項の協議によっても解決できず、訴訟となった場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上